

改正

昭和34年10月16日条例第48号

昭和37年3月19日条例第7号

昭和39年10月6日条例第52号

昭和41年3月22日条例第8号

昭和43年3月26日条例第5号

昭和50年7月18日条例第27号

昭和57年3月23日条例第8号

平成2年10月12日条例第25号

平成7年12月22日条例第46号

平成10年3月24日条例第15号

平成12年12月22日条例第64号

平成15年3月18日条例第35号

平成15年10月17日条例第59号

平成15年12月19日条例第61号

平成17年7月19日条例第48号

平成19年3月20日条例第29号

平成20年3月28日条例第24号

平成20年10月17日条例第60号

平成23年3月18日条例第3号

令和2年3月27日条例第9号

愛媛県教育委員会所管の教育機関の設置に関する条例を次のように公布する。

愛媛県教育機関の設置等に関する条例

題名改正〔昭和50年条例27号・平成23年3号〕

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、愛媛県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の所管する教育機関を別表第1のとおり、知事の所管する教育機関を別表第2のとおり設置する。

一部改正〔昭和50年条例27号・平成15年61号・17年48号・23年3号〕

(職員)

第2条 前条に規定する教育機関に、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

(指定管理者に管理を行わせることができる教育機関)

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に管理を行わせることができる教育機関は、別表第3のとおりとする。

追加〔平成17年条例48号〕、一部改正〔平成20年条例24号・23年3号・令和2年9号〕

(指定管理者の指定)

第4条 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体は、その指定を受けて管理を行おうとする教育機関ごとに、申請書に管理計画書その他知事が定める書類を添えて、知事が定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請の手続について、あらかじめ、公表しなければならない。

3 知事は、第1項の規定による申請があつたときは、当該申請に係る教育機関の管理を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他の団体であつて、当該教育機関の設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができると認められるものを選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

追加〔平成17年条例48号〕、一部改正〔平成23年条例3号・令和2年9号〕

(指定の公示等)

第5条 知事は、指定管理者の指定をしたとき、又はその指定を取り消し、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、当該指定管理者の名称、住所その他の知事が定める事項を公示しなければならない。

2 指定管理者は、その名称、住所その他の知事が定める事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

追加〔平成17年条例48号〕、一部改正〔平成23年条例3号・令和2年9号〕

(指定管理者の原状回復義務等)

第6条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消されたときは、その管理をしなくなつた教育機関を直ちに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

- 2 知事は、指定管理者が故意又は過失により教育機関を損傷し、又は滅失した場合は、原状回復又は損害賠償を命ずることができる。

追加〔平成17年条例48号〕、一部改正〔平成23年条例3号・令和2年9号〕

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、教育機関の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会又は知事が定める。

一部改正〔昭和50年条例27号・平成15年61号・17年48号・23年3号・令和2年9号〕

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和34年10月16日条例第48号)

- 1 この条例は、昭和34年11月1日から施行する。
- 2 愛媛県立教員保養所使用料条例（昭和17年愛媛県条例第3号）は、廃止する。
- 3 この条例施行の際、現に廃止前の愛媛県立教員保養所使用料条例の規定に基づいて徴収すべきであつた使用料については、なお従前の例による。

附 則 (昭和37年3月19日条例第7号)

この条例は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則 (昭和39年10月6日条例第52号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和41年3月22日条例第8号)

この条例は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則 (昭和43年3月26日条例第5号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和43年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定（愛媛県武道館及び愛媛県立東予青年の家に係る部分に限る。）及び次項の規定（愛媛県武道館に係る部分に限る。）は、教育委員会が定める日から施行する。

（昭和43年12月教育委員会規則第7号で、附則第1項ただし書に係る規定（別表の改正規定中愛媛県立東予青年の家に係る部分を除く。）は同44年1月1日、愛媛県立東予青年の家に係る部分は同44年2月1日から施行）

（県営体育施設使用料条例の一部改正）

- 2 県営体育施設使用料条例（昭和28年愛媛県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

(体育施設の種類)

第2条 体育施設は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 愛媛県陸上競技場
- (2) 愛媛県ラグビー場
- (3) 愛媛県硬式庭球場
- (4) 愛媛県弓道場
- (5) 愛媛県トレーニングセンター
- (6) 愛媛県武道館

(使用料の額)

第3条 使用料の額は、1回の使用につき次に定める額の範囲内において、教育委員会が定める額とする。

- (1) 前条第1号から第4号までの体育施設 3千円
- (2) 前条第5号及び第6号の体育施設 5万円

附 則 (昭和50年7月18日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年3月23日条例第8号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年10月12日条例第25号)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年12月22日条例第46号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年1月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月24日条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例中(中略)、第1条(中略)の規定は同年6月1日から施行する。

(愛媛県立美術館協議会設置条例の廃止)

- 2 愛媛県立美術館協議会設置条例(昭和45年愛媛県条例第8号)は、廃止する。

(県営体育施設使用料条例の一部改正)

- 3 県営体育施設使用料条例(昭和28年愛媛県条例第54号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成12年12月22日条例第64号)

(施行期日)

- 1 この条例中、第1条(中略)の規定は平成13年2月1日から、第2条(中略)の規定は同年4月1日から施行する。

(県営体育施設使用料条例の一部改正)

- 2 県営体育施設使用料条例(昭和28年愛媛県条例第54号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

- 3 県営体育施設使用料条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成15年3月18日条例第35号抄)

- 1 この条例は、平成15年10月1日から施行する。

附 則 (平成15年10月17日条例第59号)

- 1 この条例は、平成15年11月1日から施行する。
- 2 県営体育施設使用料条例(昭和28年愛媛県条例第54号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成15年12月19日条例第61号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。(後略)

(経過措置)

- 2 地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号。以下「改正法」という。)附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる公の施設の管理の委託については、(中略)第4条の規定による改正後の愛媛県教育委員会所管の教育機関の設置等に関する条例の規定にかかわらず、平成18年9月1日(同日前に改正法による改正後の地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき当該公の施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日)までの間は、なお従前の例による。
- 3 改正法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる公の施設の管理を委託しているものの出納その他の事務の執行で当該委託に係るものについての地方自治法第252条の27第1項に規定する外部監査契約に基づく監査については、なお従前の例による。

附 則 (平成17年7月19日条例第48号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条中愛媛県教育委員会所管の教育機関の設置等に関する条例第3条を同条例第7条とし、同条例第2条の次に4条を加える改正規定（同条例第4条及び第5条に係る部分に限る。）（中略）は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月20日条例第29号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日条例第24号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、（中略）第1条中愛媛県教育委員会所管の教育機関の設置等に関する条例別表第1の改正規定は平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年10月17日条例第60号）

この条例中、第1条の規定は公布の日から（中略）施行する。

附 則（平成23年3月18日条例第3号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日条例第9号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第1条関係）

名称	目的及び事業	位置
愛媛県総合教育センター	教育に関する専門的技術的事項の調査研究及び教職員の研修の実施並びに視聴覚センター、特別支援教育センター及び幼児教育センターにおける県民への教育情報の提供及び教育相談の実施	松山市

一部改正〔昭和34年条例48号・37年7号・39年52号・41年8号・43年5号・50年27号・57年8号・平成2年25号・7年46号・10年15号・12年64号・15年35号・59号・61号・17年48号・19年29号・20年24号・60号・23年3号・令和2年9号〕

別表第2（第1条関係）

名称	目的及び事業	位置
愛媛県武道館	武道その他のスポーツの振興を図るとともに、広く県民の	松山市

	心身の健全な発達に寄与するために必要なスポーツ行事の実施及び施設の提供並びに県民の体力の保持及び増進に関する相談及び指導	
えひめ青少年ふれあいセンター	共同生活を通じ心身ともに健全な青少年を育成し、家族、青少年等の触れ合いを図り、及び県民の生涯にわたる学習活動を支援するために必要な青少年の研修の実施並びに家族、青少年等の交流の機会及び県民の生涯にわたる学習活動の場の提供	松山市
愛媛県生涯学習センター	県民の生涯にわたる学習活動を促進し、及び援助するために必要な学習情報の提供、調査研究、指導者の養成、学習機会の提供等の各種事業の実施及び施設の提供	松山市

追加〔平成23年条例3号〕、一部改正〔令和2年条例9号〕

別表第3（第3条関係）

愛媛県武道館
えひめ青少年ふれあいセンター
愛媛県生涯学習センター

追加〔平成17年条例48号〕、一部改正〔平成20年条例24号・23年3号・令和2年9号〕